

2010年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	小木曾 綾		
NAME			

1. 研究課題

(和文) 排除法則に関する警察官の意識に関する研究

(英文)

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word 程度）

(和文)

昭和53年に、日本の最高裁判所はアメリカ合衆国にならっていわゆる「排除法則」の採用を宣言した。証拠に関連性があっても、その収集手続に違法があればその証拠の証拠能力を否定するこの原則の存在理由は、「将来の違法捜査の抑止のため」と説明されるが、その「抑止効果」の有無が日本で検証されたことはなく、警察官の違法行為が争われる事案がなくなったという印象もない。

アメリカ合衆国では、排除法則に代えて行政上の制裁を利用する提案や、違法捜査の存在を量刑上勘案する提案、違法行為を行った警察官への民事的制裁で対処する提案などがある。

抑止効果の検証は容易ではないが、本特定課題による研究では、アメリカの先行研究を収集・分析するとともに、日本での昭和53年以来の違法収集証拠が争われた事案の分析を通じて、排除法則の抑止効論の正当根拠有無を探り、抑止力の有無よりも、より原理的な排除法則の存在意義を主張するものである。

将来的には、警察の協力を得て、これについてのアンケート調査（実証研究）も計画している。

(英文)

